

事故発生に伴う対処マニュアル

(共通)

1. 事故が発生した場合は速やかに必要な処置を行い、口頭により関係者への報告をするとともに、インシデント報告システムにより報告を行なう。

① (当事者)

- (1) 当事者は、直ちに主治医及び看護科長又は係長等に報告する。
 - (2) 当事者は、器具等を含め現状保存に務めるものとする。
 - (3) 当事者は、夜間・休日の場合は直ちに当直医師及び当直看護科長に報告し、翌日所属上司に報告する。
 - (4) 当事者は、事例によっては直ちに所属長へ直接口頭で報告する。
 - (5) 当事者は、速やかに事故報告書を作成し担当医師等の処置状況、所見等を記入後、係長等を経由して所属長に提出する。
- * 「レベル3以下及びその他」が発生した場合は、発生後72時間以内にインシデント報告システムに入力する。
 - * 「レベル4以上」が発生した場合は、発生後48時間以内にインシデント報告システムに入力する。

② (係長)

- (1) 係長等は、報告を受け状況を正確に把握するとともに、必要な処置をして速やかに所属長に報告する（夜間・休日においても同様とする）
- (2) 係長等は、報告のあった事故報告書の内容全般を確認し所属長に稟議報告する。

③ (所属長)

- (1) 所属長は、状況を正確に再度確認するとともに、主治医又は産業医と協議連携し必要な処置をして、所属部長に報告する。
- (2) 所属長は、速やかに報告のあったインシデント報告を確認精査し、所属長の記録を記入後、所属部長に提出する。

④ (当直医師・当直看護科長)

- (1) 当直医師及び当直看護科長は、状況を正確に把握するとともに、必要な処置を行い主治医及び所属長に速やかに報告する。

⑤（当直医師又は主治医・産業医）

- (1) 当直医師等は、速やかに必要な指示、処置をするとともに状況を正確に把握し診療部長に報告する。
- (2) 当事者作成のインシデント報告に追加コメントのあるときは、所属長または、医療安全管理部に報告する。
- (3) 事故レベルにより家族等への報告を要すると考えられる事故については、直ちに副院長（委員長）に報告協議し指示を受ける。
- (4) 事故レベルにより損害保険で定める報告に必要な事項を記入する。

⑥（所属部長）

- (1) 所属部長は、報告を受け状況を正確に把握するとともに、必要な処置を行い事故レベルに応じて病院長、副院長（委員長）、事務部長に報告する。
- (2) インシデント報告書を確認し、所属長記載欄に記入し事故レベルに応じ上部へ稟議報告する。
- (3) 決裁を終えた報告書は医療安全管理部で保管する。インシデント報告システム内のデーターは再発防止等に資するものとする。

⑦（副院長・委員長）

- (1) 副院長は、報告を受け事故レベルの状況に応じ、速やかに病院長に報告するとともに、医療事故検討委員会を招集し状況を正確に把握、対処方法、体制を協議し必要な指示・処置対応する。
 - ア）医療過誤存在の検討確認
 - イ）家族等への対応（告知説明等の必要性の検討等）
 - ウ）報道等の対応（事務部 総務課）
 - エ）損害賠償の検討（診療報酬の扱い、損保への連絡等）
 - オ）訴訟対応の検討（事務部 総務課）
 - カ）その他必要な事項の検討

⑧（その他）

- (1) 死亡事故で事故の状況により、保健所、警察署、医療事故調査・支援センター報告事例の該当内容か検討し、必要時医療事故検討委員会を開催する。急を要する場合は、病院長も医療安全対策委員会又は医療事故検討委員会に出席し協議に参加する。

2. 発生後における経過等の報告

- ①当事者等関係者は、発生報告後に継続対応を要する事故については経過状況を随時所属部長等に報告するものとし、適切な処置対応に務めるものとする。
- ②事故等が完結したときは、その旨報告既提出の報告書に、その状況を記録したものと保管する。

平成 24 年 2 月改正

平成 27 年 10 月 1 部改正

平成 28 年 5 月 1 部改正

平成 30 年 5 月 1 日改正

令和元年 5 月改正